

沖縄県議会は、日本国憲法第93条及び地方自治法第89条の規定により設置された地方公共団体である沖縄県の議事機関です。2月、6月、9月及び11月に招集される定例会、必要がある場合に随時招集される臨時会において本会議を開催します。本会議では、議案として提出される条例の制定・改廃、予算、財産の取得・処分、訴訟の提起、住民から寄せられる請願・陳情等について審議し、議決を行います。そのほか、国等に対する意見書・決議の決定、県の行政事務全般について知事等の執行機関へ質問する代表質問、一般質問が行われます。

議会の最終的な意思は本会議で決定されますが、今日のように社会が複雑多岐になると、本会議での能率的な審議は困難になるので、専門的、効率的に審査するため、議会の内部組織として委員会が置かれています。委員会には常設されている4つの常任委員会、議会運営委員会、特定の事件を審査する必要がある場合に設けられる特別委員会があります。特別委員会については、これまで「新石垣空港対策」「厚生年金格差是正対策」「軍用地返還・跡地利用対策」「少子・高齢対策」等に関する特別委員会が設置されています。そのほか、百条調査権といわれる地方自治法第100条に基づく強い調査権限を委任され調査を行う特別委員会（＝百条委員会）として、「識名トンネル工事契約問題調査」「辺野古埋立承認問題等調査」に関する特別委員会が設置されています。

委員会の構成等（13期の例）

種別	名称	定数	所管事項
常任委員会	総務企画委員会	13	知事公室、総務部、企画部、出納事務局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
	経済労働委員会	12	農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項
	文教厚生委員会	11	生活福祉部、子ども未来部、保健医療介護部、病院事業局及び教育委員会に関する事項
	土木環境委員会	12	環境部、土木建築部、企業局及び収用委員会に関する事項
議会運営委員会	議会運営	13	1.議会の運営に関する事項 2.議会の会議規則、委員会に関する事項 3.議長の諮問に関する事項
特別委員会	米軍基地関係特別委員会	14	軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立
	子どもの未来応援特別委員会	13	子どもの貧困問題及び教育無償化並びにこれに関連する諸問題の調査及び対策の樹立
	新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会	13	県経済の振興発展及び鉄道を含む公共交通ネットワークの整備拡充並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立
	予算特別委員会	19	予算（2月定例会において設置し、予算案を審査する）
	決算特別委員会	17	決算（9月定例会において設置し、決算を審査する）

委員会室等の今と昔

(左) 旧議会庁舎



第2・3委員会室（予算・決算審査室）
執行部席から、委員長席、委員席、記者席、傍聴席を望む



同上
傍聴席から、委員席、委員長席、執行部席を望む



議会運営委員会室（兼知事控室）

(右) 現在の議会庁舎



第7委員会室
（予算特別委員会、決算特別委員会）
執行部席から、委員長席（右窓側中央）、委員席、傍聴席（奥）、記者席（左壁側）を望む



議会運営委員会室



知事控室